

【労働・社会政策委員会】

(1) 審議概観

第144回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。また、本委員会付託の請願3種類6件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢及び中小企業における雇用機会の重要性にかんがみ、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進するため、新たな事業分野への進出等に伴い良好な雇用機会の創出に資する雇用管理の改善計画を作成し、これを実施した中小企業者に対し、雇用保険法の雇用安定事業あるいは能力開発事業としての助成、援助等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、緊急経済対策における100万人規模の雇用創出の根拠、雇用保険に係る国庫負担の在り方、NPOの雇用創出効果、介護労働力不足への対応、分社化による助成金悪用の懸念、助成金制度の周知徹底への取組、改正案を新法として提出しなかった理由等について質疑が行われた後、本法律案は、全会一致で可決された。なお、助成措置等の周知徹底と本法の適切な運用等3項目の附帯決議が行われた。

〔国政調査等〕

12月9日に、第143回国会閉会後の10月20日から22日までの3日間にわたり実施された委員派遣の報告が行われた。派遣では、北海道における最近の雇用失業情勢と雇用対策等に関する実情を調査するため、北海道の労働行政等の概況説明を聴取するとともに、札幌レディスハローワーク、札幌公共職業安定所、札幌市シルバー人材センター、北海道職業能力開発短期大学校、日本製鋼所室蘭製作所等の視察を行っている。

(2) 委員会経過

○平成10年12月9日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 労働問題及び社会政策に関する調査を行うことを決定した。
- 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について甘利労働大臣から趣旨説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成10年12月10日（木）（第2回）

- 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について甘利労働大臣及び政府委員に

対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第4号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成10年12月14日(月)(第3回)

○請願第461号外5件を審査した。

○労働問題及び社会政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)

【要 旨】

本法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢及び中小企業における雇用機会の重要性にかんがみ、新たな事業分野への進出等を図る中小企業が行う雇用管理の改善のための取組を一層促進するため、貸金助成等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法律の題名を「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に改めるとともに、目的規定を整備する。
- 2 通商産業大臣及び労働大臣は、中小企業者が行う良好な雇用の機会の創出に資する雇用管理の改善に係る措置に関し、基本的な指針を定めなければならない。
- 3 創業・分社化や、異業種への進出を行う中小企業者に対して次の助成を行う。
 - (1) 創業等に際しては、現行の高度な人材の受入れに加えて、一般労働者雇入れについても、新たに貸金助成を行う。
 - (2) 雇用保険の受給資格者が創業し、労働者を雇い入れる場合は、当面の暫定措置として、(1)に加え、特別の助成を行う。
 - (3) 就業規則の作成及び貸金制度の策定等の雇用管理改善に係る費用について助成の対象とするとともに、創業等に伴うすべての教育訓練に係る費用について助成を行う。
- 4 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、雇用機会の創出における中小企業の果たす役割の重要性にかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 本法に基づく助成措置、融資制度及び税制特例については、その周知徹底を図るとともに、中小企業における雇用管理の改善が確実に促進されるよう適切な運用に努めること。
- 2 本法に基づく助成金等に係る手続については、ILO勧告第189号の趣旨及び関係団

体の意見等を踏まえ、申請に係る窓口の整備や書類の見直し等を行い、助成金等の十分な活用が図られるよう努めること。

- 3 中小企業の新分野進出等を図るための労働政策の推進に当たっては、中小企業政策と一体となった総合的な政策を講ずるとともに、地方自治体等関係行政機関との連携・協力を一層強化すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

| 番号 | 件名 | 先議院 | 提出月日 | 参議院 | | | 衆議院 | | |
|----|---|-----|----------|---------|-------------------|----------------|---------------|------------------|---------------|
| | | | | 委員会付託 | 委員会決議 | 本会議決議 | 委員会付託 | 委員会決議 | 本会議決議 |
| 4 | 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案 | 衆 | 10.11.27 | 10.12.8 | 10.12.10 附帯決議可 | 10.12.11 可決 | 10.12.2 労働 | 10.12.7 附帯決議可 | 10.12.8 可決 |